

共通仕様書

土木工事編 I

(土木工事共通仕様書)

平成30年10月1日

(平成31年4月1日 一部改正)

16. 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
18. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。また、情報共有システムを用いない工事の場合は、電子メールで送付された、署名又は押印した工事帳票も有効とする。
20. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
21. 立会とは、契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
22. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
23. 把握とは、監督員が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
24. 検査とは、受注者が施工した工事目的物と設計図書とを照合して確認し、契約の適正な履行を確保することをいう。
25. 検査員とは、福島県工事検査実施要綱第4条に規定する検査員であり、福島県工事検査実施要綱に基づき工事検査を行う者をいう。
26. 中間検査とは、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき行うものを行い、請負代金の支払いを伴うものではない。
27. 同等以上の品質とは、品質について、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書で指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。なお試験機関の品質の

認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。

また、受注者は、処理が完了した時点（検査後も可）で、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）のE票の写し、または、電子マニフェストの受渡確認票の写しを、監督員に提出するものとする。

3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト（飛散性）を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
7. 本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場（中間処理施設 減量化施設 経由を含む）」へ搬入する産業廃棄物については、福島県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
8. 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付したときは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」に基づき、所定の様式に必要な事項を記入し、毎年6月30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子マニフェストにより交付したのものについては報告の必要は

1 - 1 - 24 社内検査

1. 受注者は、社内検査に従事する者（以下「社内検査員」という。）をして工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成・既済部分・監督員による検査（確認を含む））の事前に社内検査を行い、その結果を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
2. 社内検査員は、当該工事に従事していない社内の者とする。
3. 社内検査においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり社内検査を行うものとする。
4. 社内検査員は10年以上の現場経験を有するものとする。
5. 受注者は、社内検査員を定めた場合、施工計画書に氏名、資格、経歴等を記載し、監督員に提出しなければならない。なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。

1 - 1 - 25 工事完成検査

1. 受注者は、約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。
 - (1) 竣工図（出来形図）
（会社名の入った図面タイトルを貼り付け、図面タイトル上部に「竣工図」と表示する。なお、社判の押印は不要とする。）
 - (2) 施工管理の結果資料
出来形管理
品質管理
工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果及び施工立会の記録
 - (4) 社内検査結果資料（施工確認願いで提出済みのものは除く）
 - (5) その他監督員の指示するもの
3. 受注者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。
 - (1) 各資材の受払い記録（資材納入書、伝票等）
 - (2) 工事日誌
 - (3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料
 - (4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェスト

- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 (Cl^-) は $0.30\text{kg} / \text{m}^3$ 以下とする。
3. 受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、監督員と協議しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

3-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般の事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) を適用する。

3-3-2 工場の選定

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場から選定し、JIS A5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するものを用いなければならない。

なお、受注者は、施工計画書にJISマーク表示認証工場及びJIS認定コンクリート名を記載し、監督員に提出した場合は、配合に臨場することを省略することができるものとする。

また、受注者は、アルカリ骨材反応対策については「アルカリ骨材抑制対策実施要領（土木構造物）」に基づき、コンクリート打設前に配合計画書を提出し、監督員の確認を得なければならない。

2. 受注者はJISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録

4 - 8 - 5 地 覆 工

受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。

4 - 8 - 6 橋梁用防護柵工

受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

4 - 8 - 7 橋梁用高欄工

受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。

4 - 8 - 8 検 査 路 工

受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。

4 - 8 - 9 橋 名 板 工

1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。

橋名 (漢字)	河川名 (漢字)	竣工年月
橋名 (ひらがな)		

橋名 (ひらがな) に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。

